

令和2年度赤い羽根共同募金募集要項(令和3年度事業費) [福祉団体・ボランティア団体等活動費助成]

1目的

この事業は、上越市共同募金委員会が赤い羽根共同募金を財源とし、地域の多様化する福祉課題を解決するため、上越市内で活動する福祉団体やボランティア団体等が行う福祉事業に助成を行います。

2助成対象団体

- (1) 福祉活動を行う福祉団体、ボランティア団体等の法人又はこれに準ずる組織で、民間の非営利団体、グループ
 - ①設立後1年以上継続した活動実績を有することが必要です。
 - ②自己財源が乏しく、助成を必要としていることが条件となります。
 - ③助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができることが条件となります。
 - ④令和2年10月1日から令和2年12月31日の期間に実施される、赤い羽根共同募金運動に積極的に協力いただける団体とします。
- (2) 助成対象の欠落
 - ①助成事業に関する資料提供等に関し、適切に応じられない団体
 - ②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有している団体
 - ③経理状況が極めて不良と認められる団体
 - ④過去5年間に於いて不適切な管理運営がなされている団体

3助成対象事業

地域での福祉課題の解決に向けた地域福祉事業等に必要なる事業費を対象とします。

[主な対象事業、対象者]

- (1) 高齢者を対象とする事業
- (2) 障がい児・者を対象とする事業
- (3) 幼児・園児、児童、生徒、学生を対象とする事業
- (4) 母子・父子世帯を対象とする事業
- (5) 地域での見守り活動を推進する事業
- (6) 市民の福祉意識を啓発する事業
- (7) その他、地域福祉を推進するために必要と認められる事業

*いずれの事業も新たに取り組むまたは既存の事業を拡大するものを優先します。

4助成対象としない事業、経費

次の事業及び経費は助成対象外とします。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 第3者に助成または委託する事業
- (3) 同一の職業をもつ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業
- (4) 団体の運営費（人件費含む）
- (5) 社会通念上、事業の実施において不適切と認められる飲食経費
- (6) 団体の会員のみを対象とした広報誌等の発行事業
- (7) 団体の構成員のみで実施する交流会等の互助事業
- (8) 備品整備のみを目的とした事業
- (9) 趣味活動の延長と判断される事業
- (10) 行政機関からの委託を受けている事業
- (11) 行政機関からの補助を受けている事業（ただし、行政機関からの補助額が事業費総額の50%以下である場合は助成対象とします。）
- (12) 社会福祉協議会が赤い羽根共同募金助成金を財源として助成している事業
- (13) 政治、宗教に偏っている事業
- (14) その他、助成審査委員会において不適切と認められる事業及び経費

5助成基準

- (1) 助成の上限…1事業につき、150,000円を上限とします。
*ただし、事業の目的・内容・効果等を勘案し、上限を超える助成額が必要と認められる場合は対象となります。
- (2) 助成率 …助成対象事業費の10/10を上限とします。
- (3) 助成の制限…同一事業に対する継続助成の制限は設けません。
*ただし、5年以上を経過する事業は、助成審査委員会において特にその目的・内容・効果等を確認させていただきます。

6助成対象年度

令和3年度に実施される事業を対象とします。

(令和3年4月1日～令和4年3月31日に実施される事業)

7応募方法及び助成決定時期

- (1) 応募方法 …所定の助成申請書に記入し、上越市共同募金委員会及び各分会に提出ください。
- (2) 申請締切日 …令和2年5月29日(金)
- (3) 助成内容審査…申請内容の審査は、次の項目を申請書で確認する書面審査とします。
*例年実施したプレゼンテーション審査は、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、令和2年度は実施しません。ただし必要に応じて、電話等によるヒアリングをさせていただくことがあります。
 - ①公共性・公益性(公共的な活動であるか等)
 - ②具体性(実施に向けて具体的であるか等)
 - ③活動の必要性(地域にとって必要な活動であるか等)
 - ④助成の必要性(財政の状況等により助成が必要であるか等)
 - ⑤先駆性(先駆的な活動であるか等)
 - ⑥参画性(他の団体や人と連携した広がりのある活動であるか等)
 - ⑦意欲・熱意(活動に対する意欲や熱意等)
 - ⑧その他、必要な内容
- (4) 助成決定時期…助成審査委員会を経て令和2年8月に内定の通知を行います。その後、令和3年3月の運営委員会で決定します。
- (5) その他 …特に先駆的、開拓的な取り組みについては、寄付者への理解を促進するため、様々な場面で発表をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

8事業実施の条件

- (1) 共同募金による助成金事業であることを、広報誌、チラシ、開催要綱等に明示することを条件とします。
- (2) 事業終了後、所定の事業報告書に必要事項を記入し、速やかに報告ください。報告のない場合は次年度以降の受付はいたしません。
- (3) 証拠書類(支出に関わる領収書等)は大切に保管してください。事業終了後、確認させていただく場合があります。

9申請先、問合せ先

上越市共同募金委員会 担当：佐藤、川辺

〒943-0806 上越市木田新田1丁目1番3号(上越総合福祉センター内)

電話：025-526-1515 FAX：025-526-1230